**令和６年度大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金　【FAQ】**

１．障がい支援区分５以上の方が、令和６年３月に入居されたが、障がい特性に応じた居室改修が必要となった。この補助金はこれから受け入れる場合のみが対象か。

⇒本補助金に申請される場合は、令和６年4月1日以降に入居された方、また、今後の入居に向け調整中等の方について、指定様式「利用者受入れ（予定）及び事業所状況の申出書」に記載の上、ご申請ください。

２．令和６年４月にグループホームを新規開設した。令和６年５月に受け入れた障がい支援区分６の方のために、障がい特性に配慮した改修が必要であることがわかった。この補助金の対象となるか。

⇒対象となります。令和６年５月に入居された方、また、今後の入居に向け調整中等の方について、指定様式「利用者受入れ（予定）及び事業所状況の申出書」に記載の上、ご申請ください。

３．これからグループホームの体験入居の予定はあるが、体験後に入居しないことになった場合は補助金の返還が必要か。

⇒本補助金は、交付確定前に、実績報告書をご提出いただきます。

体験後に入居しないことになった場合など、当初のご申請内容に変更がある場合は、理由書を求めます。理由が相当と認められるときは、補助金は交付します。

４．グループホームに２名の入居を予定しているが、協議書を２件（上限180万円×２＝360万円）提出することは可能か。また、1事業所番号に複数の住居がある場合は、どうか。

⇒事業所番号ごとの協議申請となります。

また、２以上の住居をまとめて１つの事業所番号で指定されている場合（１事業所番号に複数の住居がある場合）も、複数住居分をまとめて1件の協議申請としてください。

５．法人が運営するグループホームが複数ある。事業所ごとに補助金申請できるか。

⇒事業所番号ごとの協議申請となります。

6．障がい児の短期入所は補助金の対象になるか。

⇒要綱に規定する短期入所であれば、障がい児の短期入所も対象となります。

　 ※障がい児の場合は、厚生労働大臣が定める支援の度合いが区分３以上に該当する利用者が対象と

なります。